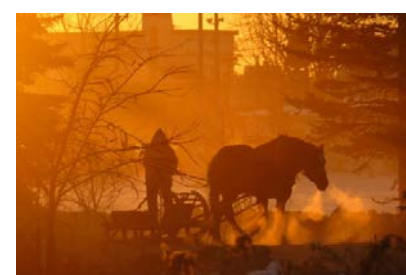


良好な景観の形成に関する基本構想
北海道景観形成ビジョン
— 概要版 —
(素案)

「美しい景観のくに、北海道」をめざして



1 北海道景観形成ビジョンの概要

北海道では、平成21(2009年)年3月に策定した「北海道景観形成ビジョン」(計画期間：平成20(2008年)年度から平成29(2017年)年度)に基づき、良好な景観を形成していくため取り組んできましたが、10年間における社会経済情勢の変化などによる新たな課題に対応し、一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道景観形成ビジョン」の見直しを行います。

ビジョンの目的と位置づけ

今日、成熟した社会を迎えたわが国においては、心の豊かさや暮らしの質を重視するライフスタイルへの志向が高まっており、環境と調和した持続可能な地域社会の構築が求められているところです。

このような社会の動きの中で、地域らしさを尊重し、地域の人々の協働によって、守り、創り、整えられる「良好な景観」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものです。

本道においても、環境と経済が調和し、人と地域が輝く北海道づくりをめざしていくため、「良好な景観」をかけがえのない道民共有の財産として「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整えて」、その価値を高めて、将来にわたって享受できるよう未来の道民に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

「北海道景観形成ビジョン」は、こうした考え方に立ち、これからの北海道の将来を展望しながら、豊かさや潤いのある暮らしや魅力のある地域社会が築かれている「美しい景観のくに、北海道」をめざして、その基盤となる「良好な景観」を形成するための施策を、本ビジョンに定めた基本的な展開方向に基づいて推進していきます。

目的

- 北海道景観条例第7条に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めています。

位置づけ

- 「輝きつづける北海道 北海道総合計画」の施策別計画として位置づけられるものです。

計画期間

- 平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年を対象としています。

2 課題に対応した施策の方向性

庁内の関係部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する支援・普及啓発・情報発信を市町村や道民等に積極的に行うことにより、地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、協働・連携を促進させ、北海道の良好な景観の形成をめざします。

重点的な取組

関係部局(施策)との連携により、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

1 北海道の景観形成を取り巻く社会経済情勢と課題

(1) 来道観光客の増加

	平成22年度	平成25年度	平成28年度	増減(H28-H22)
来道観光客数	5,946	6,804	8,239	2,293
(内 訪日外国人来道者数)	(742)	(1,153)	(2,301)	(1,559)

※北海道経済部観光局：来道観光客数(実人数)の推移、訪日外国人来道者数(実人数)の推移より

地域の特性を活かした景観づくりに取り組むことが必要

課題
観光振興と景観との連携の強化

(2) 人口減少問題と少子高齢化の進行

	平成17年	平成30年	増減
北海道の人口	5,632	5,340	-292
北海道の65歳以上人口	662	812	150
北海道の75歳以上人口	543	832	289

※総合政策部情報統計局統計課：住民基本台帳・世帯数より

保健福祉部高齢者支援局保健福祉課：第7期北海道高齢者保健福祉計画介護保険事業支援計画より

	平成17年	平成28年	増減
北海道の出生率	7.40%	6.60%	-0.80%

※厚生労働省：人口動態調査より

景観保全に係る担い手の不足解消が必要

課題
地区レベルでの支援、普及啓発、情報発信などの強化

(3) 空き家、空き店舗等の増加

	平成15年度	平成20年度	平成25年度	増減(H25-H15)
空き家	304	374	388	84

※北海道建設部建築指導課：空き家等対策に関する取組方針より

	平成24年度	平成26年度	増減(H26-H24)
空き店舗等	868	935	67

※経済部地域経済局中小企業課：平成26年度商店街実態調査報告書より

景観を阻害する空き家等の撤去や再利用などの対策が必要

課題
景観を改善するための、関連施策との連携

(4) 農業・水産業の国際競争力の強化

(単位:億円)

	平成24年	平成27年	平成29年	増減(H29-H24)
水産物・水産加工品の輸出額 (ホタテ、イサ、マス等)	324	689	536	212
農畜産物・農畜産加工品の 輸出額(ながいも、たまねぎ等)	18	38	37	19
その他加工食品の輸出額 (スイーツ、パスタ・種類等)	17	46	101	84
合計	359	773	674	315

※水産林務部水産局水産経営課：北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書より
農産部食の安全推進局食品政策課：北海道の農畜産物の輸出に関する現状と課題より

農水産物生産拠点を観光資源にするなど、北海道の「食のブランド」として、豊かな農水産物等の価値をさらに高める魅力ある環境づくりが必要

課 題
農村・山村・漁村などの景観づくりの推進

(5) 海外資本等によるリゾート開発などの増大

(単位:社)

	平成15年	平成20年	平成28年	増減(H28-H15)
外資系新規参入企業(北海道)	4	3	14	10

※経済産業省：外資系企業動向調査より
H28外資系企業動向(全国)：今後の事業展開について、過半数の企業が事業拡大を予定

各地域において、景観資源を保全していくための対応が必要

課 題
景観法等を活用した適切な規制・誘導

2 施策の取組状況と課題

これまでの施策の取組状況と10年間における社会経済情勢の変化を踏まえた新たな課題

平成20年度～平成29年度						課 題 (社会経済情勢の変化含む)
基本方針	施策の展開方向	主な施策の進め方	指 標 の 例	→状況	取組状況	
基本方針1 一体性と連続性のある 広域景観づくり	広域景観づくりの意識の共有 広域景観づくりに向けた体制づくり 広域景観づくりの推進	◆広域景観づくりに関する情報を発信 ◆広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定 等	■広域景観形成推進地域の市町村数 H19 7市町村	H29 7市町村	広域景観形成推進地域に係る対応を行ってきたが、新たな指定及び指針の策定はない。	新たな広域景観形成推進地域の取組の強化が必要
基本方針2 協働による 多様な 景観づくり	多様な景観づくりの機運の醸成 協働の体制づくり 多様な景観づくりの取組への支援	◆景観づくりの情報を発信 ◆景観整備機構の設置、活動支援 ◆企業とタイアップした制度を検討し、実施 ◆花や樹木を地域住民が育てる活動の支援 ◆景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言 等	■景観づくりに関する活動団体数 H19 265団体 ■景観づくりの活動を支援する企業として登録した数 H19 0社 ■景観行政団体数 H19 11団体 ■道民との協働により育てる樹木の本数 H16～18植樹・育樹 264万本	H29 433団体 H29 86社 H29 17団体 H20～27 植樹・育樹 560万本	ホームページ等による景観に関する情報発信、サポート企業登録制度等、協働による景観づくりに成果があったが、近年の取組状況は、伸び悩んでいる。	景観資源等の情報発信、景観整備機構等の設置、市町村への景観づくり支援など成果をあげたが、今後も継続していくことが必要
基本方針3 戦略的な活用を図るための 景観づくり	「エコアイランド北海道」につながる景観づくり 「食のブランド・北海道」につながる景観づくり 「感動のくに・北海道」につながる景観づくり	◆森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくり ◆省エネなど資源の有効利用が進められた景観づくり ◆グリーンツーリズムなどの推進が図られる美しい農村景観、漁村景観づくり 等	■多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 H18 50万ha	H27 100万ha	○太陽電池・風力発電設備に係る景観形成ガイドラインを平成27年に策定。 ○再生エネルギーの活用や、食や観光などを目的とした外国人観光客が急増するなか、環境・食・観光・景観に関する庁内連携が、更に必要である。	社会経済情勢の変化に伴い、関連施策との連携強化が必要
基本方針4 地域の総合的な 質を高めるための 景観づくり	景観資源の維持・保全・再生等 制度を活用した景観づくり	◆文化的・歴史的建造物や自然環境の維持、保全、再生 ◆魅力あるまちなか居住や既存住宅地の更新、再生 ◆景観協議会の立ち上げ促進 ◆良好な広告景観形成のための地域指定の推進 等	■すぐれた自然地域の面積 H18 893千ha ■「北方型住宅」の登録数 H17 7件 ■景観協議会の設置数 H19 0カ所 ■良好な広告景観形成のための地域指定箇所数 H19 34箇所	H29 895千ha H29 3,704件 H29 1カ所 H29 35箇所	○人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。 ○空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する庁内の連携が、更に必要である。	
基本方針5 景観づくりを支える人づくり	景観づくりの普及啓発 景観づくりを担う人材の育成 景観づくりのネットワークの形成	◆景観づくり学習や体験機会を充実、専門技術者向け講習会の実施 ◆フラワーマスター認定制度による花のまちづくりの担い手育成の推進 ◆屋外広告物講習会の開催や屋外広告士の養成 等	■フラワーマスター認定登録者数 H19 1,948人 ■屋外広告物講習会修了者数 H19 2,514人 ■5年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体の割合 H19 29%	H29 2,386人 H29 2,912人 H29 81%	人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、空き家・空き店舗などの増加に伴う景観の阻害など、景観に関する取組が、更に必要である。	地域における景観の価値への「気づき」を促し、協働・連携を促進するため、関連施策との連携強化が必要

3 良好な景観の形成のための視点

「良好な景観」とは、単なる表層の美しさだけではなく、そこでしか味わえない感動や安らぎを与えてくれるものです。

「良好な景観」を形成していく際には、次の「3つの視点」を大切にしていきます。

地域の個性や価値を
認め合う

「地域らしさ」
を大切に
する視点

北海道の良好な景観は、日本の中のみならず、アジア、世界の中にあっても地域固有の価値として認められるものです。

今後さらに、「地域らしさ」を大切に生み出した景観によって北海道をより魅力ある地域にしていくことが、これからの時代の新たな発展への基盤となります。

目標を共有し、役割を分担しながら連携し、助け合う

「協働」
の視点

良好な景観を形成するためには、生活する人や生産、事業を行う人、景観づくりを支援する人などが力を合わせていく必要があります。

地域に関わる多様な主体が、地域らしい良好な景観に「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整えて」のイメージを共有し、力を合わせていくことで、魅力ある地域をつくる大きな力を生み出していきます。

日々の取組を継続することで持続可能な地域をつくる礎となる

「継続」
の視点

時を重ねて「継続」して景観づくりに取り組んでいくことは、世界中の人々を惹きつけるとともに、故郷を大切に感性豊かな人を育て、北海道が将来にわたって持続可能で豊かに暮らせる地域となることにつながっていきます。

4 ビジョンの構成

めざす姿

美しい景観のくに、北海道

たくさんの良好な景観が北海道全体にあふれ、共鳴し合って光り輝き、時を経て成熟する

めざす姿の実現に向けた基本姿勢

地域らしさを尊重し、
活かしていきます

みんなが知恵や力を
出し合います

日々のたゆみない
積み重ねを大切にします

各主体に期待される役割

北海道

- ・関連施策等との連携強化による景観の普及啓発や情報発信
- ・北海道らしい景観づくり
- ・地域らしい景観が確保される仕組みの基盤づくり、相互調整、支援

連携

市町村

- ・地域のニーズに応じた施策を推進
- ・近隣の市町村や関係団体との連携

協働

道民・事業者・来訪者等

- ・地域の魅力への「気づき」
- ・暮らしの中での景観づくり
- ・景観教育や担い手の育成、協働
- ・生産や事業の価値を高める景観づくり
- ・専門的な知識や技術の活用
- ・地域の景観づくりに参加・協力

協働

道が取り組む4つの基本方針

基本方針1

関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

重点的な取組

関係部局（施策）との連携により、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

基本方針2

一体性と連続性のある広域景観づくり

広域レベルの景観

基本方針3

地域固有の多様な景観づくり

都市レベルの景観

基本方針4

道民との協働によりめざす良好な景観づくり

地区レベルの景観

北海道の景観特性、景観の広がり・大きさ

継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

重点的な取組とは 関係部局（施策）との連携により、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

継続的な取組とは 景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

基本方針1

関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり



観光や食、環境や暮らしなど
 庁内におけるさまざまな関連施策等との連携を強化し、
 市町村や道民等に支援、普及啓発や情報発信をします。

関連施策との連携による景観づくり

主な施策の推進

- ◆関連施策との連携を強化することにより、景観への意識を高めます。
- ◆北海道の景観の魅力を情報発信することにより、景観への意識を高めます。

庁内の関係部局との連絡調整会議等により、施策の連携を強化し、景観づくりの支援・普及啓発、景観の魅力を情報発信していくことで、市町村や道民等との連携・協働が強化されていきます。

観光振興につながる景観づくり

主な施策の推進

- ◆観光産業と地域との連携・協働による景観づくりに支援します。
- ◆北海道遺産など歴史や文化を活かした景観を促進します。
- ◆日々の暮らしが人々の交流や訪れる人にも感動を与える花を活かした景観づくりを促進します。

国内外から訪れる人々に感動を与え続けることができる地域の特性を活かした景観づくりを進めることで、観光振興につながり、観光地としての魅力が高まっていきます。

食のブランド・北海道につながる景観づくり

主な施策の推進

- ◆漁業、農業、加工業等の生産者自らの職場がもたらす良好な景観に、生産者や消費者が気づくための啓発を強化します。
- ◆美しい漁村、農村、山村、まちなみ、海岸、河川及び湖沼などの景観を維持、保全を促進します。
- ◆市町村の景観農業振興地域整備計画の策定を促進し、景観づくりの連携を強化します。

生産者と消費者が、自然と調和した美しい漁村・農村・山村の景観に気づき、協働により維持・保全して、より魅力的に創造されることにより、北海道の豊かな農水産物の価値がさらに高まっていきます。

景観資源の維持・保全・再生等

主な施策の推進

- ◆市町村が取り組む空き家対策等の円滑な推進に向けた情報発信・相談対応などを支援します。
- ◆空き店舗・空き地の有効活用への取組を支援し、賑わいがある中心市街地の創出を促進します。
- ◆自然公園等の豊かな自然景観の維持・保全を促進します。
- ◆省エネ、地産地消、リサイクルなど資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくりを促進します。
- ◆史跡、名勝、天然記念物などの文化財を保全、活用した景観づくりを促進します。

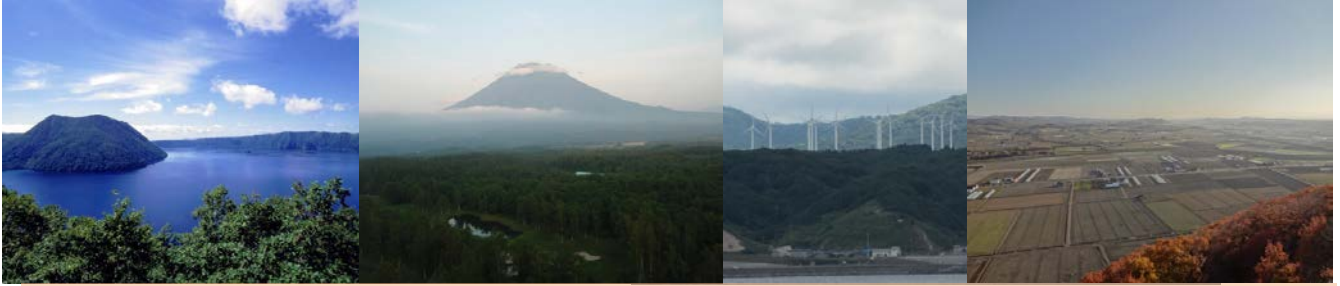
景観資源が、道民共有の財産として維持、保全、再生されていくことにより、環境や暮らし、観光振興や食などを支える地域の総合的な質の向上が図られます。

北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり

主な施策の推進

- ◆電線類地中化事業による景観の保全を促進します。
- ◆展望地、ビューポイントの維持、保全を促進します。
- ◆地域の景観に配慮した景観重要公共施設を維持、保全等を促進します。
- ◆自然やまちなみ景観を生かした都市公園、街路などによる市街地景観づくりを促進します。

道が実施する公共施設の建設その他の公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性に基づき事業を促進していくことで、北海道ならではの景観を守り、創り、整えられます。



北海道の雄大な大地と人々の営みにふさわしい
広域景観づくりを推進します。

広域レベルの景観：市町村の区域を越える範囲を対象とする景観

景観法に基づく行為の届出制度の活用

主な施策の推進

- ◆届出制度の周知を図り、適正な運用に努め、必要に応じ規制の強化、緩和を検討します。

景観法等を活用した行為の制限や景観を阻害する要因への対応など、適切な規制・誘導が図られます。

広域景観形成推進地域の指定を促進

主な施策の推進

- ◆広域景観づくりに関する情報発信を強化します。
- ◆広域景観推進地域の取組を支援します。
- ◆広域景観づくりに向けた取組を支援し、促進します。

広域景観づくりに取り組むための意識の共有、協働で行うための体制づくりの支援と促進することにより、広域景観形成推進地域への促進を図られます。



「広域景観づくり」とは……

「広域景観」とは、市町村界を越えた共通性あるいは統一感のある景観の広がりを共有している地域の景観のことを言います。

「広域景観づくり」は、景観を共有する共同体として、複数の市町村の地域が景観づくりを連携して行うことで、地域の魅力が高まり、にぎわいが生まれて、商業や観光などの産業の活性化や地域の特産品のブランド化が図られるなどの効果が期待されるものです。

道では、地元の市町村長の申し出に基づいて、広域景観形成推進地域を指定するとともに、あわせて当該地域の広域景観形成指針を定め、その地域に合った広域景観づくりを進めています。



各地域の特性や取組の進捗状況にあわせて、
地域の特性を活かした景観づくりが行えるよう、支援します。

都市レベルの景観：市町村の区域を対象とする景観

多様な景観づくりの機運の醸成

主な施策の推進

- ◆景観づくりに関する情報発信を強化します。
- ◆道民が地域の良好な景観に「気づき」を促すためのセミナーの開催を推進します。
- ◆地域の景観資源や景観スポットの情報発信を強化します。

地域固有の多様な景観に「気づき」、各地域で景観づくりへの関心が高まっています。

景観づくりのネットワークを形成

主な施策の推進

- ◆良好な景観形成に向けての情報交換の機会を充実し、情報発信します。
- ◆市町村説明会の開催を推進します。
- ◆国と連携し、景観団体連絡協議会の開催を推進します。
- ◆良好な景観形成に関する調査及び情報収集を行い、情報発信を強化します。

景観づくりの経験や実績、アイデアが他の地域にも役立てられます。

多様な景観づくりの取組を支援

主な施策の推進

- ◆景観行政団体への移行、景観計画の策定などの支援をします。
- ◆景観協議会の立ち上げを促進します。
- ◆景観づくりに関する必要なアドバイスが受けられる環境づくりを推進します。
- ◆景観協定の活用を促進します。
- ◆景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定にかかる支援をします。
- ◆建築物や屋外広告物の自主的なルールづくりを支援します。
- ◆良好な広告景観形成のための地域指定など、屋外広告物の規制誘導を図ります。
- ◆地域にあった景観にあわせ、景観法を活用した建築物などの規制、誘導を促進します。

地域で景観のルールづくりが促進され、各市町村で「主体的」に景観づくりの取組が促進されます。



地域固有の景観の素晴らしさへの「気づき」を促しながら、身近な景観づくりの積み重ねとその活動を支える人づくりを進めます。

地区レベルの景観：単一又は複数の町内会・自治会で構成した区域を対象とする景観

地域の身近な景観づくりの取組を支援

主な施策の推進

- ◆フットパス、オープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会を促進します。
- ◆花や樹木を地域住民が協働で育てる活動を支援します。

地域・地区における景観づくりの大切さや楽しさへの「気づき」の機会が充実し、人々の景観への意識が高まっています。

協働の体制づくり

主な施策の推進

- ◆景観整備機構との連携を図ります。
- ◆景観づくりサポート企業との連携を図ります。

景観づくりのための情報が広く共有されることで、道民、団体・民間企業や行政による協働のための体制がつけられていき、景観の保全に向けての活動が活性化していきます。

景観づくりを担う人材の育成

主な施策の推進

- ◆子どもから大人までが様々な場で学ぶことができる景観づくりの学習や体験の機会を充実します。
- ◆専門技術者向けの景観デザインに関する講習会を促進します。
- ◆フラワーマスター認定制度により花のまちづくりの担い手育成を支援します。
- ◆屋外広告物講習会の開催や屋外広告士を養成します。

地域・地区の活動の核となる人材が育成され、地域の人々が協働により景観づくりを行っていきける環境がつけられていきます。



「景観整備機構」、「景観協議会」、「景観協定」とは……

平成16年に制定された景観法では、地域が自ら景観づくりの取組を進めるための支援制度が盛り込まれています。
 「景観整備機構」は、地域で活動する公益法人、NPO法人などを景観行政団体が指定し、公的に位置づけることで、民間団体や住民の主体的・自発的な景観づくりを推進するものです。
 「景観協議会」は、景観行政団体や公共施設の管理者、景観整備機構などが、良好な景観の形成のために必要な協議を行うために組織するもので、必要に応じて観光や商業、農林漁業などの団体や住民等の参加を求めることができるものです。
 「景観協定」とは、一回の土地の所有者及び借地権者全員の合意のもとに、景観に関する事項を一体的に定める協定のことです。建築物の形態意匠に関する基準や、樹林地等の保全または緑化に関することなどのほか、家の前の花づくりのルールやまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができます。



北海道景観形成ビジョン

—概要版—

～「美しい景観のくに、北海道」をめざして～

発行 平成31年(2019年)〇月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目